

公益社団法人日本網膜色素変性症協会 代議員選挙規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本網膜色素変性症協会（以下「この法人」という。）の定款に基づき、代議員選挙に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（代議員数）

第2条 この法人は、理事会の承認を得て連携した都道府県の網膜色素変性症協会（以下「都道府県協会」という。）が組織される区域を代議員選挙区とし、都道府県協会の構成員であるこの法人の正会員100人の中から1人の割合をもって代議員を選出する。

2 前項の正会員に100人未満の端数が生じている場合は、代議員1人を選出する。

（資格）

第3条 代議員及び代議員を選出するための正会員は、代議員選挙を実施する前年の12月31日現在で作成した会員原簿に記載されていなければならない。

（定数）

第4条 代議員の定数は、前条に規定する選挙の前年の12月31日現在の会員原簿記載の正会員数に基づいて算出し、任期中はこれを変更しない。

（委託）

第5条 代議員選挙は、都道府県協会に委託する。

2 理事長は、前項の委託の状況について、いつでも報告を求めることができる。

3 第1項の選出が適正に行われるよう、理事長は必要と思料する処置の実施をいつでも求めることができる。

（選出）

第6条 前条により委託する代議員選挙の時期は、新たな任期が開始する年の3月1日から3月31日までの間に実施しなければならない。

（準用）

第7条 代議員が欠けた場合、又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙するときは、この規程を準用する。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。